

自動運転実証業務委託

公募型プロポーザル 実施要領

本プロポーザルは、本業務に適した契約候補者を選定するものであり、富士山南東スマートフロンティア推進協議会（三島市）との契約を保証するものではありません。

また、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）（以下、「国庫補助金」という）」の公募及び採択を前提に事業化される停止条件付事業であり、国庫補助金の採択を受けなければ、いかなる効力も発生しませんのであらかじめご了承願います。採択を受けた場合は、契約候補者に見積依頼を行い、交付決定額の範囲内において、その者と契約を行います。

なお、国庫補助金の不採択により、プロポーザル参加者または契約候補者において損害が生じた場合にあっても、市においては、その損害について一切負担しません。

1 事業の趣旨・目的

令和5年度の自動運転バス実証実験の結果を踏まえた上で、三島駅北口周辺エリアにおいてレベル2の自動運転車両の実証実験を行う。

2 業務概要

- (1) 業務名 自動運転実証業務委託
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年2月28日まで（予定）
- (4) 提案限度額 55,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 提案者要件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立てがあった者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定がされたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立てがあった者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定がされたものを除く。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 提案募集に係る公告の日から契約候補者の選定の日までの期間に、三島市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成4年三島市告示第127号）第2条第1項に規定する入

札参加停止の期間中の者でないこと。なお、裾野市、長泉町、清水町においても同様の措置を受けていないこと。

- (4) 事業者及びその代表者または役員等が、三島市暴力団排除条例（平成24年三島市条例第6号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しないこと。併せて、同条例第6条第2項に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。また、相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結していないこと。

4 スケジュール

契約締結等に至るまでのスケジュールは、下表のとおりである。ただし、市の休日には受付等は行わない。

なお、このスケジュールは、参加者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

2月10日（月）	・プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表 ・質問の受付開始
2月12日（水）から	・質問の回答（随時ホームページへ掲載）
2月21日（金）	・質問の受付締切
2月28日（金）正午	・提案意向申出書の提出期限
3月3日（月）	・提案者要件の確認・通知
3月7日（金）正午	・提案書の提出期限
3月13日（木）	・プレゼンテーション及びヒアリングの実施
3月中旬	・選定結果の通知、公表 ・国庫補助金申請に向けた契約候補者との協議

5 実施要領等の配布

- (1) 配布期間：令和7年2月10日（月）～令和7年2月28日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- (2) 配布場所及び受付場所

下記7の担当部署で配布するほか、三島市ホームページからダウンロードできる。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～令和7年2月21日（金）午後5時必着
(2) 質疑方法：電子メールにより、下記7に提出すること。
(3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「自動運転実証業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：令和7年2月12日（水）から随時回答

(5) 回答方法：質問への回答は三島市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

7 担当部署及び問い合わせ先

〒411-8666 三島市北田町4番47号

三島市企画戦略部政策企画課

（富士山南東スマートフロンティア推進協議会事務局）

電話番号 055-983-2698

FAX番号 055-973-5722

E-mail seisaku@city.mishima.shizuoka.jp

8 応募書類

(1) 提出書類

提出書類		様式	提出部数	提出期限
提案意向申出書		要綱様式第1号	正本1部	令和7年2月28日（金） 正午
誓約書		別記様式1		
企画 提案 書	プロポーザル提案書 及び添付書類	要綱様式第5号 ※添付書類は様式自由	正本1部 副本10部 (内、黒塗り9部)	令和7年3月7日（金） 正午
	業務実施体制表	別記様式2		
	会社概要書	別記様式3		
	業務実績確認書	別記様式4		
価格提案書（見積書）		別記様式5		

(2) 企画提案書の作成方法

自動運転実証業務委託企画提案仕様書に沿った提案を作成すること。副本10部のうち9部については、事業者名を黒塗りするなどして申請者が特定されないようにして提出すること。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提案意向申出書

(ア) 提出期限：2月28日（金）正午

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(イ) 提出場所：上記7に同じ。

(ウ) 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

イ 企画提案書及び価格提案書

(ア) 提出期限：3月7日（金）正午

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

(イ) 提出場所：上記7に同じ。

(ウ) 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、三島市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知するものとし、審査開始時刻は夕方を想定している。また、プレゼンは評価基準の評価項目の順に説明すること。

(3) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。また、公平、公正な意見陳述を行うことができるよう、審査において事業者の名称は伏せて実施する。

(4) 契約候補者の選定方法

ア 提案書の提出ができなくなる場合を除いた者のうち、第1順位候補者とした委員の人数が最も多い者を、契約の相手方の候補者として選定する。また、第1順位候補者とした委員の人数が2番目に多い者を、次点の候補者とし、次点の候補者が同数となった場合についても下記同様の手順に従う。

イ 第1順位候補者とした委員の人数が最も多い者が同数の場合は、すべての委員の順位の合計が最も少ない者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ すべての委員の順位の合計が最も少ない者が同数の場合は、その候補者のうち、すべての委員の総合点の合計が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

エ ア、イ、ウに関わらず、総合点が60点（6割）未満の委員が2名以上いた場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、提案書の提出をすることができないものとする。既に提案書の提出をしているときは、これを提出していないものとみなす。

ア 提案者要件を欠くに至ったと市長が認めるとき

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき

ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反したとき

エ 価格提案書の金額が2（4）の提案限度額を超えるとき

オ その他評価に影響を与える不正又は不誠実な行為があったと市長が認めるとき

10 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について三島市ホームページにて公表するとともに、上記7の担当部署において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 随意契約の名称及び内容

(2) 契約候補者の名称

(3) 評価の結果（第1順位候補者とした委員の人数及び総合点）

11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と富士山南東スマートフロンティア推進協議会（三島市）との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、三島市契約規則第33条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、第2順位者を契約候補者とする。

12 その他

(1) 提案意向申出書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 提案意向申出書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をする

ことはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

- (4) 提案意向申出書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 提案者自ら提案内容を公表又は宣伝しないこと。